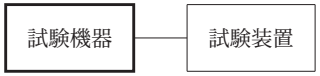
3　試験機器の状態
試験周波数で受信状態にしておく。
4　測定操作手順
⑴　キャリアセンスが定められている無線設備の場合
ア　標準信号発生器の出力レベルを試験機器の受信機入力端で７μVに設定する。
イ　標準信号発生器を出力状態とする。
ウ　試験機器を送信動作にし、電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。
エ　試験機器を受信状態にする。
オ　標準信号発生器を出力しない状態とする。
カ　試験機器を送信動作にし、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。
⑵　電波を発射してから300ｓ以内のキャリアセンスを省略する機能を備える無線設備の場合
⑴に加えて以下の試験を実施する。なお、電波を発射する操作の時間については、イからカまでは300ｓ以内とし、オ及びカでは３ｓ以上として確認することとする。
ア　標準信号発生器の出力レベルを試験機器の受信機入力端で７μVに設定する。
イ　標準信号発生器を出力しない状態とする。
ウ　試験機器を送信動作にし、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。
エ　標準信号発生器を出力状態とする。
オ　試験機器を受信状態とする。
カ　ウにおいて電波を発射してから300ｓ以内に電波を発射する操作を行い、試験機器を送信動作にして、電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。
キ　ウにおいて電波を発射してから300ｓ以内に電波の発射が停止することを確認する。
ク　ウにおいて電波を発射してから300ｓを超えた時間で試験機器を送信動作にし、電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。
5　試験結果の記載方法
⑴　4⑴のみの測定操作を行った場合であって、4⑴ウ及びカを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載する。また、300ｓ以内のキャリアセンスの省略の有無についても記載する。
⑵　4⑴及び⑵の測定操作を行った場合であって、4⑴ウ、カ、4⑵ウ、カ、キ及びクを確認できたときは「良」と、それ以外のときは「否」と記載する。また、300ｓ以内のキャリアセンスの省略の有無についても記載する。

第二　変調方式に実数零点単側波帯変調方式を用いるもの
一　一般事項
1　試験場所の環境条件
⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703による常温及び常湿の範囲内とする。
⑵　その他の場合
周波数の偏差についての試験の場合は、⑴に加えて二の項及び三の項の環境条件とする。
2　電源電圧
⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。
⑵　その他の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。
ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合　定格電圧のみで測定する。
イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合　定格電圧並びに当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。
3　試験周波数と試験項目
試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、すべての周波数）で測定する。
4　予熱時間
工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、各測定項目を測定する。
5　測定器の精度と較正等
⑴　測定器は、較正されたものを使用する。
⑵　測定用スペクトル分析器は、デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）及びビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の条件」が設定できるものに限る。
6　その他
⑴　本試験方法は、アンテナ端子（試験用端子を含む。）のある設備に適用する。
⑵　本試験方法は、内蔵又は付加装置により次の機能を有する機器に適用する。
ア　通信の相手方がない状態で電波を送信する機能
イ　試験周波数に設定する機能
ウ　変調方式を固定して送信する機能
⑶　試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。

二　振動試験
1　測定系統図



2　試験機器の状態
⑴　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。
⑵　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。
3　測定操作手順
⑴　試験機器を取付治具等により振動試験機の振動板に固定する。
⑵　振動試験機により試験機器に次のとおり振動を加える。
ア　全振幅３㎜、設定可能な最低振動数（毎分300回以下）から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。この場合において、振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して設定可能な最低振動数、毎分500回及び設定可能な最低振動数の順序で振動数を変えるものとする。
イ　全振幅１㎜、振動数毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間行う。この場合において、振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して毎分500回、毎分1,800回及び毎分500回の順序で振動数を変えるものとする。
⑶　⑵の振動を加えた後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。
⑷　四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。
⑸　本試験項目は、移動せず、かつ、振動しない物体に固定して使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。